

ヒルフェ通信(3月号) ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆港地区で成年後見市民セミナーを実施しました。

2月20日(金)港勤労福祉会館に於きまして、市民セミナー「高齢者・障がい者のための防犯と成年後見セミナー～『私は大丈夫』があぶない！成年後見など利用できる制度を活用しよう。」を開催いたしました。

理事長の挨拶から始まり、第1部では三田警察署の方が、詐欺の手口のDVDなどを交え、実例や具体的な対応策をわかりやすく紹介、解説してくださいました。第2部ではヒルフェの会員が、成年後見制度についての説明をし、地区会員の紹介と続き、第3部のミニ相談会では3組の相談を受けました。

制度の説明では熱心にメモを取られる方も多く、また具体的な質問や相談なども出て、終始アットホームな雰囲気の中、終了することができました。



◆「ヒルフェ入会について」

ときどき、行政書士を開業して日の浅い方から、成年後見を業務の一つとしたいのでヒルフェにも入会したい、という質問を受けますので、改めてご案内致します。

1、まず成年後見の業務について

法定後見・任意後見ともに、行政書士の法定業務ではありません。また性質上、社会貢献としてボランティア的要素の強い業務です。通常、行政書士業務のお客様は判断能力のある方ですが、成年後見は、判断能力の低下している方の身上監護・財産管理を行うということで倫理観を強く求められます。メディア等で報道されている横領事件など、財産管理上の犯罪はもちろんですが、特に身上監護においては、判断が難しく、後見人はよかれと思って行動し、法的には違法でなくとも、第三者後見人(親族以外の専門職後見人等)の倫理を問われ問題となるケースも多々あります。その場合でも、あなたやあなたのご家族、そして行政書士全体、後見制度そのものの信頼を失うことになるのです。

そこで、東京都行政書士会では、法定後見、任意後見を行うには倫理も含めた60時間の研修・効果測定・面接を経て、公益社団法人成年後見支援センターヒルフェの会員となり、報告義務・指導監督を受けるという仕組みをとっております。

2、ヒルフェに入会するには

東京都行政書士会の30時間の研修を全部出席し、修了することが条件となっております。今年度は、6月からその30時間の研修が始まります。(詳細は行政書士とうきょう本号、4月号の研修センターの案内参照)

※今年の基礎研修を逃すと1年入会が遅れることとなりますのでご注意ください！

3、入会後の流れ

研修センターの基礎研修修了後、9月頃よりヒルフェに入会し、残りの30時間の研修を受けることとなります(最後の2時間は効果測定)。効果測定を通りますと、面接となり、その後、翌年4月より「後見人等候補者名簿」に登載されることとなります。



◆ヒルフェ会員専用メーリングリストのお知らせ



ヒルフェではメールによる情報提供サービスを開始いたします。詳細は郵送いたしましたお知らせ、またはホームページをご覧ください。すでにお申込みいただいている会員につきましては、順次登録作業を進めています。